**平成２２年（フ）第１６５号**
大阪市平野区平野本町３丁目11番14号
破産者　森本真奈美
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３６１号**
大阪市此花区高見１丁目７番16―1306号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市潮江１丁目15番３―607号
破産者　鍋島ユカリ
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５３９号**
大阪市住吉区長居１丁目13番11―303号
破産者　伏野　雅敏
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１１１４号**
大阪府交野市星田９丁目８番６―107号
破産者　楠　　忠昭
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１９３７号**
大阪府東大阪市荒川１丁目14番29号
破産者　西田　宣子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２００４号**
大阪府枚方市中宮北町２番５―703号
破産者　青山　哲男
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２４４号**
大阪府松原市柴垣１丁目７番９号、前住所大阪府松原市柴垣２丁目515番地の６
破産者　富永こと　冨永　幸子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１００号**
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋351番地２　201号、開始決定時の住所鳥取県東伯郡琴浦町大字笠見27番地１
破産者　橋谷　和子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２１年（フ）第８５号**
福岡県久留米市六ツ門町14番地15　サンリヤン六ツ門302号、旧住所福岡県久留米市野中町1485番地１
破産者　大浦　敦子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２１年（フ）第３７３５号**
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番２―805号
破産者　森谷　　毅
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４１１０号**
札幌市手稲区稲穂１条７丁目７番７―803号、開始決定時の住所札幌市西区西野９条４丁目６番33号
破産者　落合惠美子
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第７１０号**
札幌市中央区南８条西５丁目289番地89　メロディーハウス105号
破産者　山田　和希
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３０号**
山形県米沢市西大通２丁目３番10号
破産者　三上　益子
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第２３３号**
長野県上田市中之条1032番地54
破産者　田中　秀一
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第１００号**
静岡市駿河区谷田43番11―303号　レジデンス谷田303号
破産者　田代　眞二
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１３９８号**
京都府長岡京市今里貝川29番地２
破産者　能勢　啓史
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第４４８号**
京都府亀岡市篠町見晴５丁目19番11号、住民票上の住所京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地５棟401号
破産者　櫻井　雅仁
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２４７号**
香川県さぬき市志度886番地
破産者　塩谷　一郎
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第４０号**
熊本県八代市松江町365番地１
破産者　坂田　清子（旧姓後村）
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部